

■港湾施設使用料（神戸市港湾施設条例別表第1）

岸壁及び物揚場	<p>1 船舶(2から4までに該当する船舶を除く。)</p> <p>(1) 外航船舶</p> <p>ア 係留時間が1時間未満の場合 総トン数1トンにつき 3円35銭</p> <p>イ 係留時間が1時間以上2時間未満の場合 総トン数1トンにつき 6円80銭</p> <p>ウ 係留時間が2時間以上の場合 総トン数1トンにつき 10円5銭</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき総トン数1トン当たり6円70銭を加算する。</p> <p>(2) (1)以外の船舶</p> <p>ア 係留時間が1時間未満の場合 総トン数1トンにつき 3円69銭</p> <p>イ 係留時間が1時間以上2時間未満の場合 総トン数1トンにつき 7円48銭</p> <p>ウ 係留時間が2時間以上の場合 総トン数1トンにつき 11円6銭</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき総トン数1トン当たり7円37銭を加算する。</p> <p>2 機船又ははしけ(貨物の積卸しのため使用する場合に限る。)</p> <p>(1) 重量貨物 1トンにつき 14円74銭</p> <p>(2) 軽量貨物 1.133立方メートルにつき 14円74銭</p> <p>3 起重機船</p> <p>(1) 揚力が500トン未満のもの 1隻1日につき 2,592円</p> <p>(2) 揚力が500トン以上1,000トン未満のもの 1隻1日につき 3,708円</p> <p>(3) 揚力が1,000トン以上のもの 1隻1日につき 5,550円</p> <p>4 大型船舶用引船 1隻1日につき 761円</p>
ドルフィン	<p>1 外航船舶 係留時間が12時間につき</p> <p>(1) 総トン数が1,000トン未満のもの 4,040円</p> <p>(2) 総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの 8,080円</p> <p>(3) 総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの 12,110円</p> <p>(4) 総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの 18,190円</p>

	<p>(5) 総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの 30,300円</p> <p>(6) 総トン数が15,000トン以上のもの 36,350円</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、総トン数が1,000トン未満のものにあつては2,690円を、1,000トン以上3,000トン未満のものにあつては5,390円を、3,000トン以上5,000トン未満のものにあつては8,080円を、5,000トン以上10,000トン未満のものにあつては12,130円を、10,000トン以上15,000トン未満のものにあつては20,200円を、15,000トン以上のものにあつては24,240円を加算する。</p>
ドルフィン	<p>2 1以外の船舶</p> <p>係留時間が12時間につき</p> <p>(1) 総トン数が1,000トン未満のもの 4,444円</p> <p>(2) 総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの 8,888円</p> <p>(3) 総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの 13,321円</p> <p>(4) 総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの 20,009円</p> <p>(5) 総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの 33,330円</p> <p>(6) 総トン数が15,000トン以上のもの 39,985円</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、総トン数が1,000トン未満のものにあつては2,959円を、1,000トン以上3,000トン未満のものにあつては5,929円を、3,000トン以上5,000トン未満のものにあつては8,888円を、5,000トン以上10,000トン未満のものにあつては13,343円を、10,000トン以上15,000トン未満のものにあつては22,220円を、15,000トン以上のものにあつては26,664円を加算する。</p>
コンテナ用電源	<p>1 縦が2.4メートル横が6.1メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。 1個24時間につき 3,850円</p> <p>2 縦が2.4メートル横が12.2メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。 1個24時間につき 5,776円</p>
上屋 (重量物上屋, 化学 品上屋, 航空貨物 上屋及び青果物上 屋を除く。)	<p>1 一般使用</p> <p>1平方メートル1日につき</p> <p>(1) 1級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 40円23銭</p> <p>イ 多階建て2階 26円82銭</p> <p>(2) 2級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 36円4銭</p> <p>イ 多階建て2階 24円3銭</p> <p>(3) 3級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 26円40銭</p> <p>イ 多階建て2階 17円60銭</p> <p>(4) 4級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 24円20銭</p> <p>イ 多階建て2階 15円96銭</p> <p>(5) 5級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 22円63銭</p>

	イ 多階建て2階	15円8銭
	(6) 6級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	19円35銭
	イ 多階建て2階	12円88銭
	ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項1(1)アからオまでに掲げる区分に応じそれぞれアからオまでに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。	
	2 専用使用	
	1平方メートル1月につき	
	(1) 1級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	1,207円
	イ 多階建て2階	805円
上屋	(2) 2級上屋	
(重量物上屋, 化学 品上屋, 航空貨物 上屋及び青果物上 屋を除く。)	ア 平家建て又は多階建て1階	1,081円
	イ 多階建て2階	721円
	(3) 3級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	792円
	イ 多階建て2階	528円
	(4) 4級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	726円
	イ 多階建て2階	479円
	(5) 5級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	679円
	イ 多階建て2階	452円
	(6) 6級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	581円
	イ 多階建て2階	387円
	ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項2(1)から(5)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(5)までに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。	
	3 占用使用	
	1平方メートル1月につき	
	屋上	104円50銭
重量物上屋	1平方メートル1日につき	31円90銭
化学品上屋	1平方メートル1日につき	48円40銭
航空貨物上屋	1平方メートル1月につき	1,241円

青果物上屋	1月につき	5,954,300円
荷役機械	1 固定式電動荷役機械	
	(1) 揚力2トンのもの	
	1基1月につき	18,260円
	(2) 揚力40トンのもの	
	1基1月につき	634,700円
	2 ガントリー・クレーン	
	(1) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲40.0メートル以上のもの	
	1基30分につき	52,250円
	(2) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲37.0メートル以上40.0メートル未満のもの	
1基30分につき	49,500円	
(3) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲20.0メートル以上37.0メートル未満のもの		
1基30分につき	45,046円	
(4) (1)から(3)までに定めるもの以外のもの		
1基30分につき	33,000円	
3 重量物クレーン		
1基30分につき	28,326円	
荷さばき地, 野積場, ふ頭用地その他	1 一般使用	
	(1) (2)に定めるもの以外のもの	
	搬入の日から起算して, 貨物1トン又は1平方メートル1日につき	
	ア 1級地	12円54銭
	イ 2級地	11円49銭
	ウ 3級地	10円46銭
	エ 4級地	9円90銭
	オ 5級地	8円80銭
	(2) 化学品取扱所	
	1平方メートル1日につき	17円21銭
	2 専用使用	
	1平方メートル1月につき	
	(1) 1級地	376円
	(2) 2級地	310円
	(3) 3級地	252円
(4) 4級地	237円	
(5) 5級地	212円	
3 占用使用		
1月につき		

荷さばき地, 野積場, ふ頭用地その他	(1) 電柱その他これに類するもの 1本につき	110円
	(2) 地下埋設物	
	ア 円管その他これに類するもの	
	(ア) 直径30センチメートルまでのもの 1メートルにつき	77円
	(イ) 直径30センチメートルを超えるもの 1メートルにつき	110円
	イ アに定めるもの以外のもの 1平方メートルにつき	220円
	(3) 架空工作物	
	ア 架空管その他これに類するもの	
	(ア) 直径30センチメートルまでのもの 1メートルにつき	38円
	(イ) 直径30センチメートルを超えるもの 1メートルにつき	55円
	イ アに定めるもの以外のもの 1平方メートルにつき	77円
	(4) 自動販売機等 1件につき	1,100円
	(5) 作業用車両等置場 1平方メートルにつき	496円
	(6) (1)から(5)までに定めるもの以外のもの 1又は2の規定を準用する。	
旅客施設	1 事務室その他 1平方メートル1月につき	
	(1) (2)に定めるもの以外のもの	
	ア 事務室	
	(ア) 1級	1,518円
	(イ) 2級	1,100円
	イ その他	
	(ア) 1級	550円
	(イ) 2級	418円
	(2) 中突堤旅客ターミナル及び中突堤中央ターミナル	
	ア 事務室	2,420円
イ その他	1,210円	
2 占用使用		
(1) 店舗として使用するとき。 1平方メートル1月につき		
ア イに定めるもの以外のもの		

旅客施設

(ア) 1級	1,661円
(イ) 2級	1,452円
(ウ) 3級	1,244円
イ 中突堤旅客ターミナル及び中突堤中央ターミナル	2,640円
(2) 広告のため使用するとき。	
面積1平方メートルまで1月につき	
ア 壁面	1,386円
ただし、面積1平方メートルを超えるものは、1平方メートル1月につき826円を加算する。	
イ 床面	3,454円
ただし、面積1平方メートルを超えるものは、1平方メートル1月につき2,080円を加算する。	
(3) 自動販売機等の物件を設置するとき。	
1件1月につき	1,100円
(4) 催物等のため使用するとき。	
1平方メートル1日につき	138円
3 駐車施設	
(1) ポートターミナル	
ア バス(道路交通法第3条に規定する大型自動車のうち人の運送の用に供するものをいう。以下同じ。)	
1台1回につき	2,040円
イ 普通自動車(道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)	
1台1時間につき	160円
ただし、1日につき960円を超える場合は、当該日の使用料は、960円とする。	
ウ 二輪車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をいう。以下同じ。)	
1台1回につき	110円
(2) 中突堤(中突堤旅客ターミナルを除く。)	
ア バス	
1台1回につき	1,530円
ただし、駐車時間が2時間以上である場合は、当該駐車時間から2時間を減じて得た時間1時間につき510円を加算する。	
イ 普通自動車	
1台30分につき	210円
ウ 二輪車	
1台1回につき	110円

旅客施設	(3) 中突堤旅客ターミナル ア 普通自動車 1台30分につき	210円
	イ アに定めるもの以外のもの 1平方メートル1月につき	922円
旅客乗降用施設	1台24時間につき	34,650円
フェリー用 可動橋	1回につき	
	1 総トン数3,000トン未満の船舶	4,290円
	2 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶	8,250円
	3 総トン数5,000トン以上の船舶	10,286円
港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間 又は 摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第2号に規定する被牽引自動車を除く。)をいう。)	
	1台1回につき	
	1 1区間	110円
	2 2区間(連続して通行する場合に限る。)	210円
駐車場	1月につき	
	1 マイクロバス用駐車場 (1) 大型 1台につき	17,335円
	(2) 小型 1台につき	10,409円
	2 普通自動車用駐車場 1台につき	6,936円
	3 1及び2に定めるもの以外のもの 1平方メートルにつき	576円
事務室その他	1平方メートル1月につき	
	1 特級	1,496円
	2 1級	1,051円
	3 2級	754円
	4 3級	633円
貯木場及び運河	1 一般使用 搬入の日から起算して水面1平方メートル1日につき	
	(1) 60日まで	74銭
	(2) 61日以後	1円50銭
	2 専用使用 水面1平方メートル1月につき	24円67銭

緑地	<p>1 占用使用</p> <p>(1) 出店, 募金その他これらに類する行為をするとき。 1平方メートル1日につき 166円</p> <p>(2) 興業, 競技会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため緑地の全部又は一部を占用するとき。 1平方メートル1日につき 13円20銭</p> <p>(3) 自動販売機を設置するとき。 1件1月につき 1,100円</p> <p>2 駐車施設(市長が定めるものに限る。)</p> <p>(1) メリケンパーク ア バス 1台1回につき 1,530円 ただし, 駐車時間が2時間以上である場合は, 当該駐車時間から2時間を減じて得た時間1時間につき510円を加算する。 イ 普通自動車 1台30分につき 210円</p> <p>(2) その他 1台1時間につき 160円</p>
廃棄物埋立護岸	<p>廃棄物1トンにつき 5,720円</p>
小型船舶用泊地	<p>1 小型船舶に係留するとき。 1隻1月につき</p> <p>(1) 長さが6メートル未満の小型船舶 17,600円</p> <p>(2) 長さが6メートル以上12メートル未満の小型船舶 22,000円</p> <p>(3) 長さが12メートル以上の小型船舶 26,400円</p> <p>2 浮栈橋その他これに類するものを設置するとき 1平方メートル1月につき 55円</p>